

この月刊サワネを、お知り合いの方に見せてあげてください、きっと喜んでいただけます。

『AMAZONで億万長者』 坂本好隆

著 アイバス出版 1400円＋税 222頁

みなさんは、「せどり」ということばをご存知でしょうか？現在、せどりは、仕入れた商品をインターネットで販売することを言うようです。しかし、せどりということばは、三省堂の辞書「大辞林」にも載っていることばです。せどりは、『同業者の中間に立って品物を取り次ぎ、その手数料を取る。また、それを業とする人』をいいます。つまり、インターネットに限らない、古くからある商売なのです。

本書は、スキルなし、知識なし、ゼロからスタートした筆者が、せどりでの稼ぎ方を伝授したものです。せどり？自分には関係ないと思われたかもしれませんが、目を通すと、せどり以外にも役に立ちそうなのです。あ、これ、商売の基本、と思えることがいくつも出てきたのです。ということで、いくつか選んで紹介いたします。

★転売ビジネスで考えること：

- ・安く仕入れるにはどうすればよいか？
- ・市場で高く売っている商品は何か？

まったく同じ商品で、アマゾンでは8,000円で飛ぶように売られている商品が、ある店に行くと6,500円で売られている。その店で仕入れてアマゾンで売ると1,500円の儲けだ。10個だと15,000円・・・。

★ビジネスで一番難しいのは集客だ

- ・アマゾンが集客してくれる

★実績のある指導者のもとで学ぶのが、すべてのビジネスで成功する原則です。：せどりをしている方で、しっかりとビジネスとして行っている方は少ない。しっかりと数字管理をして、綿密に資金計画をして、行っている方は少ないので、仕入れと売上のバランスを崩

して、どうにもならないことになったり、悲惨な方がいる。

★データが勝負：過去どんな商品がどれだけ売れたか？この季節に何が売れたか？

★せどりはネットビジネスの登竜門

★スタートは、不用品をアマゾンで現金に換える：出品方法を書いた本書購入者限定の無料マニュアルをプレゼント。

★せどりが儲かるのは、後出しジャンケンだからだ。利益が出るとわかっているから商品を購入するのだ。

★稼げる人の思考

- ・数値目標、行動予定など計画予定を立てている

- ・素直に人の話を聞ける、素直に本から知識を得られる

- ・すぐに行動する

- ・先入観、常識を疑える

★稼げない人の思考：稼げる人の反対

★利益率よりも利益額

Aさん：利益率40%、売上100万円

Bさん：利益率20%、売上500万円

どちらがいいか？利益率にとらわれて、より大きな利益額を忘れてしまっていないか？

★せどりは飽和した？とんでもない。世の中には常に新しい商品が出る。一度せどりを覚えてしまえばお金には一生困らない。

★売れる商品と売れる量しか仕入れない：それにはアプリがある⇒セドリーム、せどりすと、せどろいど、モノレート。

みなさん、いかがでしたか？

今まで、こんな世界があることを知らなかった方もいるのではないのでしょうか？本書の巻末には直接せどりに使える資料が満載です。もし、せどりをやってみようという方がいたら、この本は良い参考書の1つになると思います。

この月刊サワネを、お知り合いの方に見せてあげてください、きっと喜んでいただけます。

マイナンバー

年末調整に関する当事務所の方針⇒今回は、マイナンバーの記載をお願いしません
もうみなさまのところに年末調整の用紙は届きましたか?中に入っている「扶養控除等異動申告書」という用紙にはマイナンバーを記載するところがあります。

しかし、当事務所では、今年は、マイナンバーの記載は、していただく必要がないと考えています。

それは、「給与所得者が、平成28年分の扶養控除等申告書を平成27年中に源泉徴収義務者に提出する場合、その申告書に給与所得者本人等の個人番号を記載する必要はない」、つまり「今回は、マイナンバーを書かなくてもいいよ」という通知が国税庁から出ているからです。マイナンバーが話題になっているときに、従業員から集めておいた方が面倒がなく良いという考え方もありますが、国が集めなくてよいと言っているものを、一会計事務所が集めるようお願いするのもおかしいと思うのです。また、いったん集めてしまうと、その管理をしなければいけません。もし、何かのはずみで外部に流出してしまうと、責任を問われる可能性があります。

一方、現在のところ集めなかったから、あるいは、必要とされる書類に書かなかったからといって罰則が適用されることはありません。

もちろん、お客様がマイナンバーの記載を当事務所に依頼される場合は、きちんと対処させていただきます。その準備はできています。

もっともその際には、あらかじめマイナンバーの取扱いに関する覚書などを交わさなくてはならないことになっています。

ご検討ください。

公認会計士試験

おかげさまで、このたび、当事務所所長である澤根哲郎が公認会計士試験に合格いたしました。その旨、報告いたします。

公認会計士試験を受けたのは、新しい知識を身につけたかったからです。

公認会計士の試験科目である会社法とか監査論は、税理士の試験科目には含まれていませんから、体系立てて勉強したことがありますませんでした。これらは税理士として仕事をしていく上で知っていた方がいいだろうと思っていたのですが、なかなか勉強できない。だったら試験を動機に使おう。そう思ったのです。

試験に合格したということは、この二つの科目について、基礎的な知識を獲得したことを国から認められたということだと思います。実際、会社法、監査論を勉強させてもらったことで、みなさまのお役に立てることがいくらか増えたのではないかと思います。

会社法は、名前の通り会社の活動を規制するものです。税理士は、会社の経営について関与することもありますから、会社法の知識があれば、お役に立てる幅が広がります。

また、監査論は、会社の決算書などが正しく作成されているかどうかを、粉飾、つまり利益を過大計上しているのではないかと立場からチェックします。税務署は逆の視点、利益を過少計上しているのではないかと立場で決算を見ますから、監査論の逆の見方をすることで調査対応のコツのようなものを学ぶことができたと考えています。

公認会計士試験に合格したからといって、当事務所のお客様に対する業務は全く変わりません。というわけで、今後ともよろしくお願いたします。